

Client Alert

21 December 2016

日本版 IR／カジノ クライアントアラート Vol.1 : IR 推進法の成立

目次

はじめに

二段階の立法による導入

IR 推進法の目的

IR の場所

IR の運営開始時期

IR への参加者

IR への参加者の決定プロセス

規制主体の新設

次なる課題

はじめに

2016年（平成28年）12月15日、数年来の議論を経て、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下、「IR推進法」）が成立した。参議院において、「カジノ施設を利用したことに伴い悪影響を受けることを防止するための必要な措置」に関してギャンブル依存症への対策が明記され、また、附則として同法施行後5年以内を目途とした見直しが明記され、衆議院本会議では、当該参議院での修正案を可決した。

IR推進法は、カジノ施設を特定複合観光施設（IR / Integrated Resort）の一部として、民間で設立し運営することを認めた。IR推進法の成立により、「カジノ」という、これまで禁止されてきた施設が解禁されることとなり、従前と異なる新たな観光施設が日本に誕生することになる。これに伴い、本邦の関連事業（観光業界、不動産業界、建設業界、金融業界）に大きな影響を与えることが予測される。

当事務所は、IR推進法の成立に伴う動きを注視し、ゲーミング法務（ライセンス規制を含む。）、不動産法務、金融法務、一般企業法務及び税務分野にクロスボーダーで対応可能な見地を活かし、今後数回に渡り、アラートを配信する予定である。本アラートでは、今般成立したIR推進法及び、同法施行後1年以内に成立が予定されているIR実施法の概略について取り扱うこととする。

二段階の立法による導入

カジノに対する国民の懸念を払拭し、健全かつ安全・安心なカジノの施行と運営を担保するため、慎重な立法手法（二段階立法手法）が採用された。今般成立したIR推進法は、その第一段階に位置付けられ、IRの推進に関する基本的な枠組みが定められている。第二段階として、同法の施行後1年以内を目途に、より詳細な内容が整備された「IR実施法」が成立する予定である。IR実施法では、IRを設置する区域や施設数に関する規定、カジノ事業者の適格性審査や免許等の監督規制、その他IRの整備運営に関する具体的な規定が設けられることになる。すなわち、IR実施法では、カジノ施設の設置及び運営する者（以下、「カジノ事業者」）の適格性審査、免許及び運営の監督等に関する規制、賭博に関する規制、広告規制、反社会的勢力（組織的犯罪等）に関する規制、ギャンブル依存症等を防止するための具体的な措置に関する事項並びにカジノ施設への入場に関する規制等が定められる予定である。加えて、IR実施法の成立に伴い、刑法、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連する金融関係法の改正も必要となることが予測される。



IR 推進法の目的

IR 推進法の目的は、地域経済の振興に寄与する IR 区域の整備の推進に関して、その基本理念及び基本方針を定めることにある。各国の類似施設と同様、日本における IR も地域のランドマークとなるような大規模な集客施設となる予定であり、その税収や観光客の増大等により地域全体の観光振興に貢献することが期待されている。IR は、国際的な会議場施設、展示場施設、宿泊施設、テーマパーク、及びショッピングモール等を含む複合的施設であり、カジノ施設は、シンガポールの場合と同様、IR の一部を構成することになる。

このように、IR 推進法では、マカオ、ラスベガス等のようにカジノ施設単独の設置及び運営を認めるものではなく、シンガポール等の場合と同様、カジノ施設を複合的な施設の一部として位置付けており、この点は、多くの有識者が賛同するところである。

IR の場所

IR 推進法により、カジノを含む IR の設置及び運営が認められることになったが、IR をどこに設置するのか（IR をどこに設置することが可能であるか）、という点が次の問題である。

IR 推進法では、IR を設置することができる区域（以下、「IR 区域」）を限定することを予定しており、どこにでも自由に IR を設置することは許容されていない。もっとも、現時点では、IR 区域に係る選定手続や選定候補地については青写真の段階であり、まず 2 ヶ所又は 3 ヶ所の IR 区域が選定され、順次追加されることが予測されている。IR 区域の選定手続は、国が、地方公共団体の提案を受け、透明性の高い判断基準に基づいて選定し区域指定を行うことになると予測されるが、その具体的な判断基準については、IR 実施法で定められる予定である。IR 区域の指定にあたって、地方公共団体が区域提案を行うことが前提とされるが、各地方公共団体にて、地方議会の同意を得る必要があり、また、地域の合意形成を行うことが期待されている。

IR の運営開始時期

日本で初めての IR がその運営を開始する時期を現時点で予測することは難しいが、仮にシンガポールの場合と同様のスケジュールで進んだ場合、2022 年（平成 34 年）頃に運営開始日を迎えるものと予測される。すなわち、今後概ね 5 年以内に、IR 実施法の成立、地方公共団体の区域提案、国の区域指定、国のカジノ事業者の指定及び IR の建設の完工等のプロセスを経て、日本初の IR が運営開始することになる。

IR への参加者

民間事業者は、IR 区域の中であればカジノ施設を設置し及び運営することができる。そして、国及び地方公共団体は、カジノ事業者から納付金を徴収し、また、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができる。

IR 実施法では、カジノ事業者の適格性審査や免許付与に関する詳細について定められる予定である。実務上、日本における IR においても、経験豊富な外

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



池田 成史
パートナー
03 6271 9444
Seishi.Ikeda@bakermckenzie.com



本間 正人
パートナー
03 6271 9505
Masato.Honma@bakermckenzie.com



クリス・ホジェンズ
パートナー
03 6271 9442
Chris.Hodgens@bakermckenzie.com



アレキサンダー・ジャンペル
パートナー
03 6271 9465
Alexander.Jampel@bakermckenzie.com

資系のカジノ事業者が本邦企業とジョイントベンチャーを設立して、日本のIR市場に参入することが予想される。

IRへの参加者の決定プロセス

IR推進法では、IRへの参加者（地方公共団体及びカジノ事業者）に関して、二段階の選定が予定されている。また、IR推進法では明記されていないものの、実現を確実にするために、各地方公共団体が当該地域におけるIR事業への参画を行うカジノ事業者と一定の協同を行った上で、区域提案を行うことが予想される。

第一段階：地方公共団体は、IRを設置することになるIR区域を決定し、国にIR区域の提案を行う。国は、当該区域提案を受けて、IR実施法に基づいて、IR区域を選定する。

第二段階：地方公共団体は、入札手続によりIR事業を行う民間事業者の募集を行う。国及びカジノ管理委員会は、カジノ事業者に対する許認可の過程を通じて、選定されるカジノ事業者を審査することになる。

IR推進法は、「地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えた」といったように、入札手続に参加する民間事業者に期待される役割について触れている。入札参加者には、IR推進法を慎重に読み込み、また関連するガイドライン等にも目を配って提案を行うことが期待されている。

地方公共団体と入札手続に参加することを検討している民間事業者は、既に水面下で話し合いを始めているものと推測されるが、IR実施法の下、透明性の高い公平な入札手続が求められることにも留意すべきである。

規制主体の新設

IR推進法において、次なる二つの新たな規制主体が創設された。

1. 「特定複合観光施設区域整備推進本部」

特定複合観光施設区域整備推進本部は内閣総理大臣が本部長を務め、IR区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うこと目的として設置される。具体的には、IR区域の整備の推進に関する総合調整、必要な法律案及び政令の立案、並びに関係機関との連絡調整の役割を担うものとされる。

2. 「カジノ管理委員会」

カジノ管理委員会は、カジノ事業者、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者、カジノ施設において役務を提供する者に対する規制を行うものとされる。



次なる課題

本稿の冒頭で記載したとおり、IR 推進法の施行から 1 年以内に、IR 実施法が成立する予定である。

IR 実施法成立までの 1 年間、IR 実施法案の内容、その審議の過程等に注視する必要がある。IR 実施法では、カジノ施設の設置に関して従前懸念されている組織的犯罪の蔓延、ギャンブル依存症の増加、その他カジノ施設に起因する社会的悪影響に対する手当がなされる予定である。

IR 推進法では、IR 実施法において、「ギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するための必要な措置」を講ずることが明記されている。具体的な「必要な措置」として、シンガポールの場合と同様に、日本国民には追加の入場料を課すこと、本人又は家族の申請があった場合にはカジノ施設への入場を制限すること等の措置が規定されることが想定される。

当事務所は、IR 推進法、IR 実施法及び IR に関連する重要な事項について検討を行い、引き続きアラートを配信する予定である。

www.bakermckenzie.co.jp

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720

©2016 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。